

独立行政法人国立公文書館の平成16年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (16年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 以下の事項に計画的に取り組むことにより、業務運営の効率化を図り、歴史資料として重要な公文書その他の記録（現用のものを除く。以下「歴史公文書等」という。）の受入れから一般の利用に供するまでの期間を現行のおおむね1年2か月から1年以内に短縮するとともに、これにより、当該作業に係る歴史公文書等1冊当たりの経費を10パーセント削減する。	1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 平成16年度は、中期目標期間の終了年度に当たるが、当該目標の達成のため定めた中期計画及び年度計画に従い、前3年度の業務実績を踏まえ、同計画に掲げた事項の確実な実施に努めることとする。このため、前3年度同様、各業務分野ごとに可能な限りの数値目標を盛り込んだ具体的執行計画を策定し、四半期ごとにその達成状況を把握して、その確かな推進を図る。										
(1) 民間委託の促進 歴史公文書等の適切な保存のための目録の作成等に際し、民間委託の促進を図る。	(1) 民間委託の促進	・民間委託に関するコスト、委託先選定方法、継続契約期間、品質管理方法の妥当性	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・別表1のとおり	A	A	A				
		・民間委託の促進が、実質的に効果を挙げているかどうか。	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・目録作成及びマイクロ撮影業務については、前3年度に引き続き、つくば分館におけるパート職員を活用した結果、9,076冊の目録を作成するとともに、約90万7千コマの撮影を行った。 詳細は報告書31頁「目録の作成業務等」、46頁「つくば分館における撮影等」に記述。	A	A					
	平成15年度に改訂した目録作成等のマニュアルに基づき、パートタイマーによるより効率的かつ確かな目録の作成を図る。また、当該マニュアルについては必要に応じ更なる改訂を行う。	・マニュアルに基づく目録作成作業の円滑化の程度 必要に応じたマニュアル改訂の状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・パート職員による目録作成は「業務マニュアル」を活用して、受入れから目録の作成までの業務をつくば分館において統一的に正確かつ効率的に処理した。 平成16年度に受け入れた歴史公文書及び民事判決原本は、12月までに目録原稿の作成をすべて完了した。 また、くん蒸ガスの変更に伴い、操作方法等について「業務マニュアル」を改訂した。 詳細は報告書29頁「(2)業務の実施体制」及び30頁「(3)受入れから排架までの業務」に記述。	A	A	A				
マイクロフィルム撮影機（4台）を前年度に引き続き年度を通して活用するとともに	マイクロフィルム撮影機の活用状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・つくば分館において、4台のマイクロ撮影機を効率的に活用し、歴史公文書等のマイクロフィルム化を進めた。2,425	A	A	A					

	に、平成14年度に作成したマイクロフィルム撮影マニュアルに基づき、パートタイマーによる公文書等のマイクロフィルム撮影を進める。			<p>・パートタイマーによるマイクロフィルム撮影の進捗状況</p>	<p>独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>	<p>・撮影者4名、現像・検査担当者1名及び撮影前・後処理担当パート職員を1日平均3名で稼働できる体制で2,425冊約90万7千コマのマイクロフィルムの撮影を行ったほか、撮影のための経費後2,087冊を行った。</p>	A	A		
(2) 業務執行体制の見直し 歴史公文書等の受入れ及び保存に係る業務を同一部署の下で一元的に行う。	<p>(2) 業務執行体制の見直し</p> <p>館の中核的業務を担うアーキビストとしての公文書専門官・公文書研究官の積極的な調査研究活動の促進を図るとともに、前年度に引き続き研究連絡会議を通じ、歴史資料として重要な公文書その他の記録（現用のものを除く。以下「歴史公文書等」という。）の移管、保存、公開審査、利用、修復等に関する諸問題について、広く館の職員の間で自由闊達な意見交換と協議決定を行う。また、同会議については、必要に応じ外部有識者を招へいし、勉強会を開催する等の充実を図る。</p> <p>さらに、館が実施する研修及び展示会並びに研究紀要「北の丸」等の編集刊行業務についても、同会議において検討する。</p>	<p>・研究連絡会議の開催状況</p>	<p>独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>	<p>・各専門官等が実施する調査研究課題、移管事務の進捗状況、春・秋の特別展、国際会議参加報告等多様なテーマについて活発な議論を行ったほか、外部有識者を講師に招いての意見交換を3回実施した。</p> <p>・研究連絡会議における調査研究活動の結果、アーキビストとしての素養、資質の向上が図られるとともに、職員間の共通認識の形成が図られた。</p> <p>・理事が主宰し、専門官、研究官及び総務課・業務課等の課長補佐等がメンバーとして、また、館長以下職員がオブザーバーとして出席し、計11回開催した。</p> <p>詳細は報告書10頁「研究連絡会議の開催」に記述。 （資料2-2参照）</p>	A	A	A			
		<p>・外部有識者との勉強会の開催状況</p>	<p>独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>	<p>・内閣官房内閣参事官から「政府におけるIT戦略の現状と課題」について説明を聴取するとともに意見交換を行った。</p> <p>・政策研究大学院大学伊藤隆教授から「個人文書の現状と課題」について講義を聴くとともに意見交換を行った。</p> <p>・平成17年4月から施行される個人情報保護法の趣旨を踏まえ、館として具体的な対応方策を検討すべく、総務省行政管理局から「個人情報保護法の概要」について説明を聴取するとともに、当館の専門官から「国立公文書館における自己を本人とする個人情報の利用について」の提案を行った。これを受け、東京大学大学院宇賀克也教授から「本人情報の自己開示請求、開示の実施方法、訂正請求等」について詳細な説明及び具体的意見が提示され、館としての個人情報のあり方について意見交換を行った。</p> <p>詳細は報告書10頁「研究連絡会議の開催」に記述。 （資料2-2参照）</p>	A	A				
		<p>・研修、展示会、編集刊行業務についての検討状況</p>	<p>独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>	<p>・館内に設置された「専門職員（アーキビスト）等の人材養成充実強化に関する検討ワーキンググループ」における今後の研修のあり方、海外アーキビスト招へいによる研修、多様な研修方法の開発等の検討状況について逐次報告を行い、議論が交わされた。</p>	A	A				

					・春・秋の特別展のテーマ、展示内容、講演会の開催等 について活発な議論を行った。 ・「北の丸」に掲載予定の論文テーマ及び全体の構成に ついて、意見交換を行った。 詳細は報告書10頁「 口研究連絡会議の開催」に記述。 《資料2-2参照》			
	(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況 歴史公文書等の1冊当たりの処理経費については、平成13年度及び平成14年度の処理状況から歴史公文書等の種類等による目録作成業務の難易度の違いに応じて大きく差異が生じることが判明した。 このため、前3年度の処理状況を踏まえ、歴史公文書等の種類ごとの特性等も検証しつつ、中期目標の達成に向けて更なる努力を行う。	受け入れた歴史公文書等の処理状況	独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・歴史公文書等の種類別の検証及び目録作成業務の難易度を単価に反映した結果、1冊当たりの経費について一般行政文書は18.7%減、民事判決原本は29.9%減と、いずれも目標値の10%を上回る削減が図られた。 詳細は別表2のとおり。	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 館は、歴史公文書等に記録されている内容を将来にわたって一般の利用に供し得る状態に保つための措置を講ずることを最重点課題としつつ、以下に掲げる事項に取り組む。	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置							
(1) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置 受入れのための適切な措置 国の行政に関する歴史公文書等並びに立法府及び司法府が保管する歴史公文書等について、その円滑な受入れを行うため、内閣総理大臣の求めに応じ、当該歴史公文書等の重要性を評価するとともに、上記1(2)により業務執行体制の見直しを行う。	(1) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置 受入れのための適切な措置 )新しい移管の仕組みにより行われた前3年度の移管実績を踏まえ、歴史公文書等のよりの確かな移管について、更なる改善方を検討する。	・改善方策の検討状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・平成16年度中に保存期間が満了する公文書等については、協議が終了するまで廃棄しないよう依頼する公文書を従来の課長名から大臣官房長名に格上げして発信し、保存の徹底を強化した。 ・移管基準改訂のための「移管に関する主管課長会議」を特別に開催し、移管基準改正案について協議した。	A	A	A	
	)平成15年度に取りまとめた、保存期間が満了した行政文書の館への移管の適否を判断するための資料集を、移管実績を踏まえて充実させるとともに、関係行政機関に資料集を配布し、移管の趣旨の周知を図る。	・資料集の充実状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・「公文書移管関係資料集」「歴史公文書等の移管」及び移管実績を踏まえた説明資料を作成し、すべての移管対象機関に配布した。 詳細は報告書24頁「 各府省等に対する説明会の実施等」に記述。	A	A	A	
		・資料集の関係機関への配布	実施済	未実施	実施済み ・「公文書移管関係資料集」を300部、「歴史公文書等の移管」を600部作	A	A	

									成し、各府省等への説明会及び国の機関の文書主管課職員等に対する講習会等で配布した。			
	）歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、関係行政機関に向向いての説明会、本館・分館の施設見学会及び海外のアーキスト等を招へいしての講演会等を実施する。	・関係行政機関への説明会の実施	実施済			未実施	実施済み ・館長が内閣府企画調整課長を同行し、各府省事務次官等に対し直接移管の重要性について説明し、理解を求めるとともに移管促進の要請を行った。(17機関の事務次官等) ・各府省等文書主管課職員等の歴史公文書の移管に対する理解を深めるため、専門官等が各府省等18機関に向向き、説明会を実施した。365名の参加があった。 詳細は報告書23、24頁「各府省庁事務次官等への移管の要請」、「各府省等に対する説明会の実施等」に記述。	A	A	A		
		・施設見学会の実施	実施済			未実施	実施済み ・館への理解を促進するため、各府省等文書主管課職員等を対象とした本館及びつくば分館の研修・見学会を開催し40名の参加があった。 特に平成16年度は、移管に関する主管課長会議メンバーによる本館の見学会を実施し、14名の参加があった。 詳細は報告書24頁「各府省等に対する説明会の実施等」45頁「(6)国立公文書館の見学」に記述。	A	A			
		・海外のアーキスト等を招へいしての講演会等の実施	実施済			未実施	実施済み ・11月に開催した海外アーキストを招へいしての講演会に各府省等の文書主管課職員を始め、関係機関・団体等から約200名の参加があった。 この内容を取り上げた「アーカイブズ」特集号を各府省等に配布して諸外国の状況の紹介に努めた。 詳細は報告書24頁「海外アーキストを招へいしての講演会の開催」に記述。	A	A			
	）「平成15年度公文書等移管計画」等に従い、館の効率的な運営を考慮しつつ、関係行政機関と調整の上、歴史公文書等の円滑かつ計画的な受入れを行う。	・移管計画(6,81577冊(内訳：3,751冊、4,23974冊、23件、24,091枚))に対する歴史公文書等の受入れ状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	100%以上終了 15年度計画に基づいて各府省等から6,81577冊を受入れるとともに、17年度受入れ予定の民事判決原本(東京大学3年分割の1年目)3,066冊についても前倒しして受入れた。 詳細は報告書30頁「(3)受け入れから排架までの業務」に記述	A	A	A		
保存のための適切な措置	保存のための適切な措置											
）既に館が保存している歴史公文書等について、その作成機関、作成年代、用紙の種類、記録手段の種類等に応じた劣化状況の調査を行い、これにより科学的に把握した劣化要因に応じた保存対策方針	）(1) )により受け入れた歴史公文書等について、紙等の劣化要因を除去するために必要な措置を講じた上で、温湿度管理のできる適正な保存環境の専用書庫に、簿冊の製本形態に応じた適切な排架を行い保	・受け入れた歴史公文書等のうち必要な措置を講じた歴史公文書の割合	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	100%以上終了 ・受入れた歴史公文書等は、くん蒸、簿冊ラベルの作成・貼付を行い、書庫に排架し、一連の作業を終了した。 詳細は報告書30頁「(3)受け入れから排架までの業務」に記述。	A	A	A		
		・専用書庫の環境状況、						A	A			
		・独立行政法人からの説明等を受け、										
		・書庫の温湿度管理(定温22 前後・定湿						A	A			

を平成14年度に確定し、順次、必要な修復、媒体の変換等の措置を講ずる。	存する。	管理体制	分科会委員の協議により判定する。				55%前後)、火災対策、光対策を図った。 ・15年度に行われた書庫環境調査結果に基づき空調調機とフィルターの新型の高機能フィルターに変更した結果、書庫内の環境が改善された。 ・展示ケース及び閲覧室についても温湿度計測を実施した。 ・一階展示ホール窓ガラスの飛散防止・紫外線カットのフィルムを張り替えた。詳細は報告書34頁「(1)保存環境」に記述。			
	）平成15年度に実施した書庫環境調査の結果を受けて、改訂した保存対策方針に基づき、劣化要因に応じた保存のための適切な措置を講ずる。	保存対策方針に基づく保存のための適切な措置状況	独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・これまでの保存実績等を取り入れ、録音テープの媒体変換を「保存対策方針」の中に位置づける等の改訂をした。 ・書庫の一部を中性紙製棚板へ変更した。詳細は報告書35頁「保存対策方針の改訂」、47頁「CD-Rへの媒体変換」に記述。	A	A	A
）劣化が進行している歴史公文書等のうち、閲覧に供し得ない状態にある等緊急に措置を講じる必要のあるものについては、歴史資料としての重要度を考慮し、順次マイクロフィルム等への媒体の変換等を行う。	）劣化が進行している歴史公文書等のうち、歴史資料としての重要度又は利用頻度の高いものから修復を進めるとともに、マイクロフィルム化及びデジタル化等の媒体変換を計画的に行う。	・修復計画（軽修復5,230冊、重修復264冊、リーフキヤスティング11,000丁）に対する修復状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	100%以上終了 ・軽修復5,994冊、重修復291冊、このほか、クロス製528冊及び華表を含む貴重な洋書25冊の修復等を外部委託により行った。 リーフキヤスティング 11,061丁を修復 詳細は報告書35頁「(3)修復」に記述	A	A	A
		・マイクロフィルム作成計画（館内撮影864,000丁、外部委託780,000丁）に対する変換状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	100%以上終了 ・マイクロフィルム撮影約205万コマ完了【内訳】 館内撮影約90万7千コマ 外部委託約114万7千コマ 詳細は報告書46頁「16mmマイクロフィルム」に記述。《資料3-36参照》	A	A	
		・デジタル化計画（公文書画像12万コマ、絵図等画像176点）に対する変換状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	100%以上終了。 ・公文書類など約12万3千コマ及び公文付属の図等176点のデジタル化を進め、画像をシステムに搭載した。 詳細は報告書43頁「歴史公文書等のデジタル化」に記述。 《資料3-31、3-32参照》	A	A	
）平成17年度に確定し、順次、必要な修復、媒体の変換等の措置を講ずる。	）平成17年1月から臭化メチルの生産・消費が全廃されるため、新たに選定したくん蒸ガスの使用開始に合わせて、くん蒸設備の改修等必要な措置を講ずる。	くん蒸設備の改修等	実施済			未実施	実施済 ・平成15年度に選定した代替くん蒸ガス（酸化エチレン製剤）に対応するためのくん蒸庫の改修を平成16年11月に行った。 詳細は報告書35頁「(2)くん蒸」に記述。	A	A	A
	）歴史公文書等の酸性劣化等に対応する技術的対策の確立のため、少量脱酸処理を引き続き試験的に行う。	酸性劣化等に対応する技術的対策の検討状況	独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・脱酸処理技術について、継続的に情報収集に努めるとともに、平成17年度からの実施に向けた技術指導等を受けた。 詳細は報告書36頁「(4)少量脱酸処理技術の検討」に記述。	A	A	A
		・少量脱酸処理の試験的実施	実施済			未実施	実施済 ・平成16年度に少量脱酸処理を実施したサンプル（40点）資料PH等の経過観察を引き続き行った。	A	A	

<p>一般の利用に供するための適切な措置        )既に館が保存している歴史公文書等のうち一般の利用に供されていないものにあつては、原則として中期目標の期間内に非公開事由の該当個所の有無について判断するとともに、非公開事由に該当する情報を除き、順次一般の利用に供する。</p>	<p>一般の利用に供するための適切な措置        )「平成15年度公文書等移管計画」等に基づき受け入れる歴史公文書等の目録を、当該歴史公文書等の受入れから1年以内に作成する。</p>	<p>受入れから1年以内での目録の作成状況</p>	<p>100%以上</p>	<p>75%以上 100%未満</p>	<p>25%以上 75%未満</p>	<p>25%未満</p>	<p>詳細は報告書36頁「(4)少量脱酸処理技術の検討」に記述。        100%以上終了        ・平成16年度においては、「平成15年度公文書移管計画」に基づき平成16年4月から6月にかけて受け入れた歴史公文書等6,009冊、同年1月及び9月に受入れた民事判決原本(九州大学分2,652冊及び東京大学分3,066冊(3年分割の1年目))5,718冊については、同年12月までに目録原稿の作成をすべて完了した。        詳細は報告書32頁「(5)目録の公開」に記述。</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>一般の利用に供するための適切な措置        )既に館が保存している歴史公文書等のうち一般の利用に供されていないものにあつては、原則として中期目標の期間内に非公開事由の該当個所の有無について判断するとともに、非公開事由に該当する情報を除き、順次一般の利用に供する。</p>	<p>一般の利用に供するための適切な措置        )平成13年度当初一般の利用に供されていなかった歴史公文書等31万2千冊について、目録の作成、公開・非公開の区分の概定を行い、平成14年度当初には、すべて一般の利用に供し、中期目標を達成する成果を挙げているところであるが、上記により受け入れる歴史公文書等については、これまでの公開審査の事例を基に、速やかに公開・非公開の区分の概定を行い、当該歴史公文書等の受入れから1年以内に一般の利用に供する。</p>	<p>受入れから1年以内での一般利用への供用の状況</p>	<p>100%以上</p>	<p>75%以上 100%未満</p>	<p>25%以上 75%未満</p>	<p>25%未満</p>	<p>100%以上終了        ・平成16年度に受入れた公文書等(11,727冊)の公開・非公開区分の概定作業を、平成17年2月に完了し、3月までにすべて目録を公開し、一般の利用に供した。        16年度未現在公開している数は、587,585冊となり、すべての所蔵歴史公文書等の目録を公開し、一般の利用に供した。        詳細は報告書10頁「公文書等の公開・非公開審査会議」、32頁「(4)公開・非公開の区分の概定業務」に記述。</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>歴史公文書等のより幅広い利用を図るため、利用統計等を分析することにより利用者の動向等を把握し、これらに応じた展示会の開催、ホームページの充実、広報誌の刊行等の広報を積極的に行う。</p>	<p>館の存在とその意義を国民に周知し、歴史公文書等の幅広い利用を図るため、次の事項を行う。        イ 展示会等あらゆる機会を利用して、館の機能、役割、存在意義等について、国民への周知を図る。</p>	<p>国民への周知の状況</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>館の存在とその意義を国民に周知するため「パンフレット」「リーフレット」「刊行物」及びHP等をはじめ、様々な広報媒体を利用して積極的に広報を実施した。</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>利用者の動向等を把握するため、利用統計等必要な情報を収集し、これを館の運営に活用する。</p>	<p>適切な利用統計の作成の状況</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>閲覧者数、閲覧冊数、マイクロフィルム利用巻数、複写数等について適切な利用統計を作成した        詳細は報告書39頁「(3)利用状況」に記述。        《資料3-21参照》</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>利用者の動向等の把握のための情報の収集状況</p>	<p>利用者の動向等の把握のための情報の収集状況</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>閲覧者アンケート、特別来場者アンケート及び館ホームページ「ご意見コーナー等により情報収集に努めた。        詳細は報告書48頁「(9)利用統計」に記述。</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>利用統計・利用者の動向</p>	<p>利用統計・利用者の動向</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>実施済</p>	<p>独立行政法人からの説明等を受け、特別来場者アンケート結果をもとに、</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>

	向等の情報の活用状況	分科会委員の協議により判定する。			専門ナレーターによる音声ガイド収録を引き続き実施したほか、秋の特別展において、都営地下鉄線での窓上広告を開始する等、展示会企画及び広報等の実施において業務改善に役立てた。詳細は報告書48頁「(9)利用統計」に記述。			
八 館が保存している重要な歴史公文書等を広く一般の観覧に供するため、展示会の更なる充実を図るとともに、各種媒体を活用した幅広い広報を展開する。	展示会の内容及び充実内容	独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			・春の特別展「激動幕末-開国の衝撃-」 4/3-22(20日間) 入場者数8,943人前年比30%増 ・秋の特別展「鉄道」 10/2-17(16日間) 入場者数5,537人前年比14%増 ・夏の特別企画展「いざ旅へ」 7/20-9/17入場者数1,339人 詳細は報告書43頁「(5)展示会の実施」に記述。	A	A	A
	展示会に関する広報の展開状況	独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			・館ホームページ等に掲載したほか、地下鉄窓上・駅貼り広告、政府広報やマスコミ各社に対する取材依頼等様々な媒体により広報を実施した。 特に春の特別展においては、インターネットでのバナー広告を初めて実施した。 詳細は報告書59頁「事業広報」に記述。	A	A	
二 館が行った調査研究の成果等を公表する研究紀要「北の丸」により多面性を持たせるため、研究連絡会議で検討し、その内容の充実を図る。また、海外向けには英文目次に加えて主要掲載論文の英文要旨を添付し、更なる情報発信に努める。	紀要「北の丸」の内容等	独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			・「北の丸企画・編集WG」及び研究連絡会議において掲載内容の検討を行い、研究紀要「北の丸」の充実に努めた。 ・1,000部作成し、国・地方の公文書館、国の機関、大学アーカイブズ、大学史料室、研究機関、海外の公文書館等に配布した。 ・海外の関係機関には掲載内容をより詳しく発信するため、主要掲載論文の英文要旨を巻末に掲載した。 詳細は報告書56頁「研究紀要「北の丸」の刊行」に記述。	A	A	A
	主要掲載論文の英文要旨の添付	実施済		未実施	実施済み ・第37号の主要掲載論文の英文要旨を巻末に掲載して、海外の関係機関に配布した。	A	A	
ホ 館のホームページを利用して、館所蔵資料、「アーカイブズ」等の刊利物、展示会の案内や研修会・会議などの最新情報を積極的に紹介する。 さらに、利用者の便を図るため、国又は地方公共団体が設置する公文書館（これに準ずる機関を含む。以下同じ。）とのリンクを拡充する。	ホームページによる最新情報の提供状況	独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			・トップページの「公文書館ニュース」に最新情報（更新39回）を掲載した。 ・英語版ホームページについて、全面的なリニューアルを行い、「高精細画像閲覧コーナー」や「資料群案内」などを新たに設けた。 詳細は報告書58頁「ホームページ」に記述。 《資料3-53参照》	A	A	A
	リンクの拡充状況	独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			・国の保存利用機関等(10機関)、地方公文書館(44館)及び海外の公文書館等(30機関)へのリンクを張った。 詳細は報告書58頁「ホームページ」に記述。	A	A	

		《資料3-53参照》							
へ、重要かつ利用頻度の高い歴史公文書等について、利用の便を図るため、マイクロフィルムへの媒体変換を計画的に行う。	・マイクロフィルム作成計画（館内撮影864,0003R、外部委託780,0003R）に対する進捗状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	100%以上終了 ・マイクロフィルム撮影約205万コマ完了 【内訳】 館内撮影約90万7千コマ 外部委託約114万コマ 詳細は報告書46頁「16mmマイクロフィルム」に記述。《資料3-36参照》	A	A	A
	・当該マイクロフィルムの利用状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・マイクロフィルムの利用数は、7,375巻で、複写件数は1,175件、63,692コマである。 ・館が所蔵するアジア近隣諸国等に関する歴史公文書等のマイクロフィルムをデジタル化してアジア歴史資料センターへ約4.6万コマ提供した。 詳細は報告書39頁「(3)利用状況」76頁「データベース構築作業」に記述。	A	A	
ト 原本保護の観点から閲覧を制限する必要がある重要な古書・古文書については、利用者への便を図るため、写真本等の複製物を計画的に作成するとともに、今後の提供媒体について検討する。	・代替物作成計画（写真本775冊）に対する進捗状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	100%以上終了 写真本775冊を作成 詳細は報告書47頁「写真本」に記述。 《資料3-37》	A	A	A
	・今後の提供媒体についての検討状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・利用者の利便性の向上と原本の保護を図るため、利用頻度が高い歴史公文書等についての「代替物作成計画」を検討した。 詳細は報告書46頁「(7)マイクロフィルムその他の代替物の作成等」に記述。	A	A	
チ 館の理解を深めるため、デジタル化した所蔵資料や音声ガイドを付した過去の展示会などを紹介する設備等を整え、利用者に対する利便性を更に向上させる。	・設備等設置の状況	設置済			未設置	設置済 ・過去の展示会の主な画像の音声説明や所蔵資料の紹介、館の案内などを展示できるように1階の展示ホールに無線LANを設置し、より一層効果的なデジタル展示が行えるように設備を整えた。 詳細は報告書58頁「ロ デジタル展示」に記述。	A	A	A
）歴史公文書等のデジタルアーカイブの推進に努める。									
イ 歴史公文書等のインターネットでの一般公開に向けて、目録検索と公文書等の画像がリンクしたデジタルアーカイブ・システムの構築準備を行うとともに、マイクロフィルムからのデジタル化を進める。	・デジタルアーカイブ・システムの構築準備の状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・所蔵資料の検索機能強化、資料のデジタル画像をインターネットを通じて提供できる「デジタルアーカイブシステム」の構築を行い、17年4月の運用に向け準備を進めた。 詳細は報告書42頁「デジタルアーカイブシステムの構築」に記述。 《資料3-30参照》	A	A	A
	・マイクロフィルムのデジタル化の進捗状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・既存マイクロフィルムの公文類聚、御署名原本など約12万コマをデジタル化した。 詳細は報告書43頁「歴史公文書等	A	A	



	<p>口 大判又は原本保護のため閲覧に供されていない重要文化財、その他貴重な資料については、前年度に引き続きデジタル化を進め、インターネットでの一般公開を図る。</p>	<p>・デジタル化の進捗状況</p> <p>・インターネットでの一般公開の実施状況</p>	<p>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p> <p>実施済</p> <p>未実施</p>	<p>のデジタル化」に記述。《資料3-31参照》</p> <p>・公文附属の図等176点の資料をデジタル化した。 これにより、既にデジタル画像化した国絵図(47点)を含め、合計223点となった。 詳細は報告書43頁「歴史公文書等のデジタル化」に記述。 《資料3-32参照》</p> <p>実施済 ・平成16年3月より、13点の資料についてインターネットを通じた試験提供を開始し、同年8月には、国絵図等を中心として更に34点を追加し、提供資料数を計47点(55画像)とした。 詳細は報告書43頁「歴史公文書等のデジタル化」に記述。 《資料3-32参照》</p>	A	A	A	
<p>国の保存利用機関と連携した利用者の利便性向上のための措置 館及び国の保存利用機関が保存する歴史公文書等の情報を一体として提供するため、国の保存利用機関の協力を得て、立法府、司法府を含む国の保存利用機関が保存する歴史公文書等の情報化の現況についての調査及び所在情報収集を行うとともに、当該機関との間の歴史公文書等の情報ネットワーク確立のための調査研究を行う。</p>	<p>国の保存利用機関と連携した利用者の利便性向上のための措置 立法府、司法府を含む国の保存利用機関との間で、引き続き歴史公文書等に関する各種情報化についての意見交換等を行うとともに、所在情報のホームページへのリンク等のネットワーク化を推進する。</p>	<p>情報化についての意見交換等の主な内容</p> <p>・ネットワーク化の推進状況</p>	<p>独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p> <p>独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>	<p>「歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議」の構成員が従来の5機関から、新たに衆議院憲政記念館及び最高裁判所事務総局がオブザーバーとして参加し、7機関となった。 会議では、各機関の所蔵資料情報データ化を始め、保存利用等に関する協力関係の構築等についての意見交換を3回行った。 詳細は報告書67頁「(1)国の保存利用機関と連携した利用者の利便性向上のための措置」に記述。</p> <p>・ネットワーキ化に向けた具体的な施策として、当館のホームページでの所在情報等のリンクを14機関に拡充するとともに、各機関の所蔵資料の内容の説明を掲載するなど、充実を図った。 詳細は報告書67頁「(1)国の保存利用機関と連携した利用者の利便性向</p>	A	A	A	